

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

道路占用料徴収条例施行規則（昭和46年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（占用料の特例）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる占有物件に係る占有料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 第1号に掲げる路外駐車場以外の駐車場及び道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）<u>第7条第9号</u>に掲げる器具 条例で定める額の50パーセントに相当する額</p> <p>（5）～（9） [略]</p> <p>2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。</p> <p>（1） 政令<u>第7条第8号</u>に掲げる応急仮設建築物</p> <p>（2）～（21） [略]</p>	<p>（占用料の特例）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる占有物件に係る占有料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 第1号に掲げる路外駐車場以外の駐車場及び道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）<u>第7条第12号</u>に掲げる器具 条例で定める額の50パーセントに相当する額</p> <p>（5）～（9） [略]</p> <p>2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。</p> <p>（1） 政令<u>第7条第11号</u>に掲げる応急仮設建築物</p> <p>（2）～（21） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。